

I ① 感染症対策や医療体制の充実強化を含む矯正施設等の環境整備の推進

令和3年度概算要求等額
46,493百万円(24,440百万円増)

矯正施設等における感染症予防対策及び医療体制の充実強化

矯正施設特有の事情

- ・感染の可能性のある被収容者等の入所
- ・面会者や業者、職員等を通じたウイルスの侵入
- ・閉鎖空間での集団生活

矯正施設内のクラスター感染⇒医療の崩壊及び被収容者の心情不安⇒暴動等重大な保安事故発生のおそれ

対策

◆新型コロナウイルス感染症等に備えた矯正医療体制の充実強化

- 矯正施設における検査機能強化のため、必要な機器等を整備

◆矯正施設感染症予防具の生産体制の構築

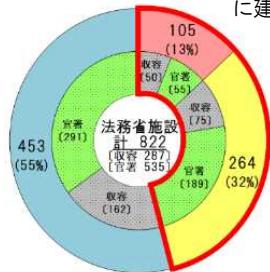
- 矯正施設内で使用するマスク、防護服、アイソレーションガウン及びフェイスシールドの安定的な生産体制を構築



感染症や災害への対応強化のための矯正施設等の施設整備

現状

法務省施設の約半数が現行の耐震基準制定前に建築された老朽施設



昭和46年以前築 (旧耐震基準改定前の施設)
昭和47～56年築 (現行の耐震基準制定前の施設)
昭和57年以降築 (現行の耐震基準制定後の施設)

のうち収容施設数を示す
のうち官署施設数を示す

課題

- 1 矯正施設的环境整備
- 2 法務省施設の防災・減災対策
- 3 矯正施設の職員宿舍整備

対策及び効果

建替え
+
改修・修繕

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対策強化
- 施設の耐震化を進め、国民の安全・安心な生活を確保
- 災害時における周辺住民のための避難場所の機能強化
- 再犯防止施策の実施基盤となる矯正施設的环境整備を推進

- ・ 感染症拡大防止
- ・ 防災、減災による国土強靱化
- ・ 再犯防止を推進

政府目標を実現

I ② 感染症等に起因する問題解決のための総合法律支援の充実強化

令和3年度概算要求等額
35,959百万円(4,069百万円増)

コロナ禍への対応

● 感染症の影響により、法的トラブル(労働問題・多重債務等)が増加

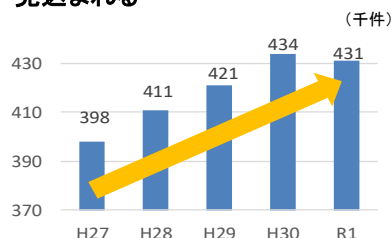
- ① 弁護士費用等を支払う資力がない人も増加
- ② 対面での法律相談が困難な状況(感染リスク)
- ③ 解決のための制度・相談先を知らない人も多い

対応

- ① 民事法律扶助の利用増加への対応
- ② オンライン・電話法律相談の充実強化
- ③ 情報発信の充実・強化

民事法律扶助の利用増加

- 民事法律扶助の利用は増加傾向(R1も高水準を維持)
- 感染症の影響により更なる増加が見込まれる



【R1年度】

- 法律相談援助 : 315,085件
- 代理援助 : 112,237件
- 書類作成援助 : 3,309件

情報提供の利用増加

- 情報提供の利用は増加傾向
H27:522千件⇒R1:595千件

法律相談援助等の拡大

- 改正総合法律支援法(H30.1～)による援助
 - ① 認知機能が十分でない高齢者・障害者
 - ② ストーカー・DV・児童虐待の被害者

被疑者国選弁護対象事件の拡大

- 改正刑事訴訟法(H30.6～)による対象事件拡大に対応

II ① 行政手続のオンライン化及び行政機関間の情報連携の推進

令和3年度概算要求等額

11,866百万円(4,631百万円増)

戸籍事務へのマイナンバー制度の利活用の推進

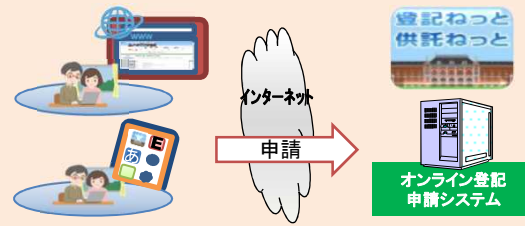
法務省において「戸籍情報連携システム」を整備 市区町村の戸籍情報システムを改修

行政手続における戸籍証明書の添付省略が可能
※最寄りの市区町村での戸籍証明書の取得も可能



登記関係手続のオンライン化及び行政機関間の登記情報連携の推進

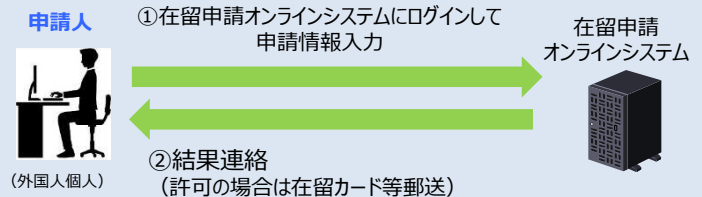
登記関係手続のオンライン化の推進のための機能開発 行政機関との登記情報の連携による証明書の添付省略



出入国在留管理庁における在留諸申請手続の電子化の推進

在留申請オンラインシステムで外国人個人 からの申請を受理するためのシステム対応

地方出入国在留管理官署への来庁者数の
削減を図り、感染症対策に寄与



効果

デジタル・ガバメントの効果的な推進に貢献

- ・ 行政の効率化の実現
- ・ 国民の利便性が飛躍的に向上

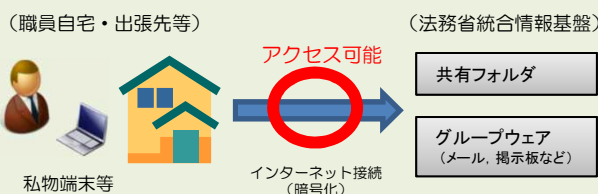
II ② 業務継続性を確保するためのテレワーク等の推進

令和3年度概算要求等額

2,311百万円(2,107百万円増)

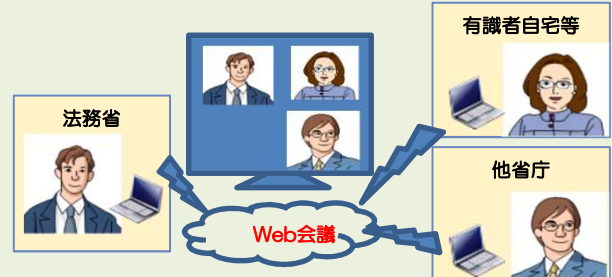
テレワーク環境の整備

- ◆ リモートアクセス環境の増強
- ◇ 多くの職員がテレワーク勤務可能



Web会議環境の整備

- ◆ Web会議環境の増強
- ◇ いつでもオンライン会議の開催が可能



効果

業務の継続性を確保し、切れ目のない施策の推進を実現

Ⅲ① 感染症に関連する差別やインターネット上の人権侵害等の解消に向けた人権擁護活動の強化

令和3年度概算要求等額

4,148百万円(631百万円増)

現状と課題

感染症に関連する偏見・差別

- 感染症患者、医療従事者やその家族のほか、クラスター発生施設に対する偏見、差別、いじめ
- 感染症の正しい理解の醸成

インターネット上の人権問題

- SNSなどによる誹謗中傷等の悪質な書込みが増加
- 匿名性・拡散性が高く、迅速な対処が必要

その他の人権問題

- ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別感情
- いじめ、児童虐待件数が過去最高
- ヘイトスピーチに対する認識が不十分

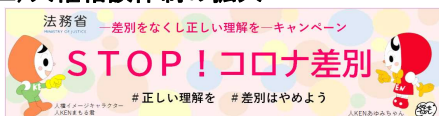
骨太の方針

- 感染症患者・医療従事者等への差別やインターネット上の人権侵害など社会情勢を踏まえた人権擁護活動を強化
- 児童虐待防止対策について、＜中略＞SNS等のICTを活用した相談体制の推進

対策

1. 「新たな日常」における人権擁護活動の推進

- 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別をなくすための人権啓発活動の強化
- 時代の変化に対応した非接触型で即応性のあるSNS(LINE)人権相談体制の拡大



2. インターネット上の人権問題等、社会情勢の変化に応じた人権擁護活動の推進

- インターネット上の誹謗中傷等をなくすための人権啓発活動の強化
- 人権相談窓口や削除要請の取組のSNS上での周知
- ハンセン病等に関する啓発活動の強化



効果

社会全体の人権意識を高め、誰ひとり取り残されることのない包摂的な社会を実現

Ⅲ② 満期釈放者対策を始めとする再犯防止対策の推進

令和3年度概算要求等額

14,458百万円(1,663百万円増)

現状及び課題

「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月公布・施行)

「再犯防止に向けた総合対策」 (平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)

【数値目標】

刑務所出所者等の2年以内再入率を令和3年までに16%以下にする



「再犯防止推進計画」 (平成29年12月15日閣議決定)

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

「再犯防止推進計画加速化プラン」 (令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定)

- ① 満期釈放者対策の充実強化
- ② 地方公共団体との連携強化の推進
- ③ 民間協力者の活動の促進

【数値目標】

令和4年までに満期釈放者の2年以内再入率を2割以上減少させる

対策

施設内処遇

就労支援の充実

矯正施設における職業訓練の充実等

満期釈放者対策の充実強化

少年院における修学支援の充実強化

地方公共団体との連携強化



社会内処遇

雇用情勢悪化に対応するための就労支援体制の充実

満期釈放者等に対する「息の長い」処遇の充実強化

保護司の安定的確保・活動支援のための取組の充実強化

再犯防止分野における民間資金を活用した事業の推進

犯罪をした者等の再犯防止により暮らしの安全・安心を確保

IV① 所有者不明土地問題への対応及び地図整備体制の強化等

令和3年度概算要求等額

8,634百万円(2,612百万円増)

政府方針

- 経済財政運営と改革の基本方針2020 第3章2.(1)④地方都市の活性化に向けた環境整備
- 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）

所有者不明土地の解消や有効活用に向けた各種対策の推進

- 長期相続登記等未了土地の解消事業の推進
- 表題部所有者不明土地の解消事業の推進
- 法定相続情報証明制度の円滑な運用
- 民法及び不動産登記法の改正



地方公共団体による筆界特定申請等を活用した登記所備付地図の整備の推進

- 登記所備付地図の整備の推進
- 地方公共団体による申請を含めた筆界特定制度の活用の推進



道後温泉

- ・地図作成によりインフラが整備
- ・街並が変貌し観光客増加

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組の推進

- 法務局における遺言書の保管制度の円滑な運用



効果

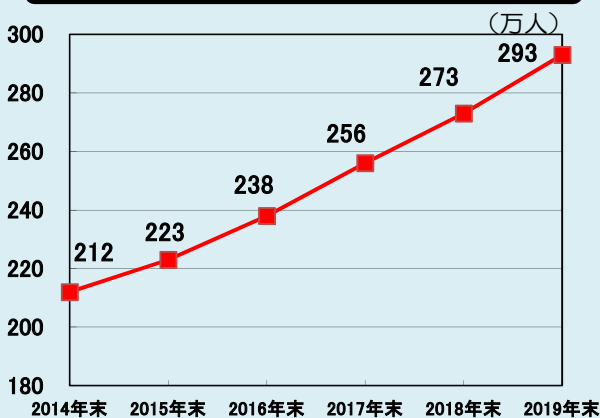
土地の権利関係及び地籍の明確化による土地利用の円滑化、経済取引の活性化

IV② 「ウィズコロナ」における出入国在留管理体制の強化及び外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

令和3年度概算要求等額

27,237百万円(3,388百万円増)

在留外国人数の推移



「経済財政運営と改革の基本方針2020」

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策の充実・強化を図る。特定技能外国人の受入分野追加は、分野を所管する行政機関が人手不足状況が深刻であること等を具体的に示し、法務省を中心に適切な検討を行う。
- 医療等、多言語対応の一層の推進や外国人受入環境整備交付金の柔軟な活用を通じてシームレスな外国人支援を実現する。

施策の内容

- ・ 特定技能外国人受入れのための環境整備及び在留外国人等に対する相談体制の強化等
- ・ 円滑かつ厳格な出入国在留審査体制の整備等

IV③ 法令外国語訳へのアクセス強化及び国内外の法的紛争に係る予防司法機能の強化等

令和3年度概算要求等額
2,288百万円(205百万円増)

法令外国語訳へのアクセス強化

現状と課題

- 専用ホームページの機能強化の必要性
→ 既に運用開始から10年以上が経過しており、時代や技術の進歩に即した機能的なものとするべきとの要望あり。
- 法令外国語訳の迅速化の必要性
→ 法令の改正後、翻訳公開までに平均約3年を要しており、迅速化が急務

対策

- ユーザー本位のサービス実施に向け、専用ホームページの機能を強化
- 翻訳公開の迅速化に向け、早期公開の要請が高い重要法令を集中的に翻訳

国内外の法的紛争に係る予防司法機能の強化

現状

国の施策等に重大な影響を及ぼす訴訟が増加

- ・訴訟発展の懸念のある政策・事象への支援が必要
- ・国益に関する国際紛争等への支援が必要
～「司法外交」の展開～

対策

- 国内外の法的紛争に係る予防司法機能強化のための人的・物的体制の整備
- 国際訴訟等への関与・支援の充実強化

効果

- 政府全体の訴訟リスクを低減
- 国際社会における国益の保護

【法の支配の実現】

IV④ 京都 kongress のレガシーの着実な実施を含む戦略的司法外交及び国際協力の推進

令和3年度概算要求等額
567百万円(301百万円増)

第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)のレガシーの着実な実施

- ◆アジア太平洋地域における刑事国際協力の国際会議を開催
- ◆アジア太平洋地域における犯罪防止刑事司法に関するユースフォーラムを開催
- ◆再犯防止国連準則「京都モデルストラテジー(仮称)」策定を主導

ウィズコロナ時代における戦略的司法外交の推進

現状

- コロナ禍により、国際的な法的紛争リスクの増大
- 我が国司法制度に対する国際社会からの批判

対策

- 国際法務人材の育成及び国際機関等との連携強化
- 戦略的司法外交の推進に係る国際発信力の強化

法制度整備支援によるビジネス環境整備等の促進

法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)

法の支配の定着

持続的成長のための基盤づくり

投資環境整備

事業の内容

- 法制度整備支援事業実施【直接事業】
 - ASEAN地域内格差是正のための現地セミナー等
 - 知財分野等ビジネス関係法令整備・運用のための現地セミナー等
- 法制度整備支援基盤整備【間接事業】
 - 法制度整備支援基礎調査研究
 - 国際協力人材育成
 - 法制度整備支援に関するドナー間・官民連携強化等

V① 経済安全保障体制及びテロ発生の未然防止体制の充実強化

令和3年度概算要求等額

4,020百万円(1,119百万円増)

我が国では、経済安全保障等に関わる懸念国による有害活動やISIL等国际テロ組織の活動がコロナ禍の混乱に乗じて一層活発化し対応が急務になっているところ、関連情報収集を強化し、政府の経済安全保障政策やテロ対策に情報面で貢献することによって、国民の安全で安心な暮らしを実現する。

現状と問題点

先端技術の流出

企業・大学等との共同研究、研究員・留学生の派遣、企業買収、サイバー攻撃など、様々な手段・経路を用いて技術を窃取

不動産の買収

外国資本や外国人が我が国の重要施設周辺等の不動産を取得

海洋権益の侵害

我が国の同意を得ない海底資源の奪取等を狙った海洋調査が横行

コロナ禍の不穏動向

尖閣諸島周辺における挑発行動
印象操作や偽情報流布による影響力工作
テロ準備を呼び掛けるISIL

対策

技術流出の防止

大学・研究機関、企業等における技術流出防止の強化に向けた関連情報を収集【骨太方針】

土地所有の把握

安全保障等の観点から、情報収集など、土地所有の状況を把握【骨太方針】

海洋権益の確保

経済安全保障の観点から、海洋情報の収集能力を強化【成長戦略】

不穏動向の把握

コロナ感染拡大をめぐる諸動向を把握
東京大会等の安全開催も見据え、テロ発生の未然防止のための情報収集を強化【骨太方針】

国民の安全で安心な暮らしの実現

V② コロナ禍においても良好な治安を確保するための検察活動の充実強化

令和3年度概算要求等額

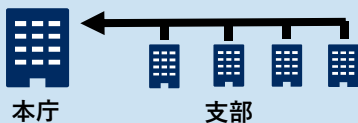
1,903百万円(810百万円増)

課題

- コロナ禍においても、絶え間ない捜査・公判活動のためには各種ネットワーク環境の構築が必須
- 新型コロナウイルス感染症の影響による犯罪の増加（フィッシング詐欺、不正アクセス等）への対応が必要
- 民事手続がIT化される中、刑事手続においても、可能な分野における効率化、非対面・遠隔化等が必要

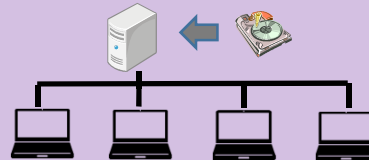
取調べの録音・録画体制の強化

- 録音・録画データを一元的に保管・管理する録音・録画サーバの運用体制の拡充等（データを本庁等で一元管理）



デジタル・フォレンジック体制整備の強化

- 捜査官同士がサーバ上で証拠解析データや解析状況を共有しながらデータ解析を行う環境の整備等



刑事手続のIT化に向けた検討

- 令状請求・発付をはじめとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判のデジタル化方策の検討を開始（注）

（注）世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）

- 職員間における情報共有の強化
- 各種犯罪への対応、適切な検察権行使の確保

検察の役割を十分に果たし「安全・安心な社会」の実現